

翻訳役務の委託に関する基本契約書

〇〇会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と、玄海農財通商合同会社（以下「乙」という）とは、甲乙間の翻訳に関する役務の委託について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的） 甲は乙に対し、翻訳に関する役務およびこれに付帯する役務（以下「本件役務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（委託役務） 本契約により甲が乙に委託する役務（以下「本役務」という）は次のとおりとする。

(1) 翻訳（ある言語を使用した文書等の媒体に固定された内容を、他の言語に変換した上で文書等の媒体に固定する行為を指す。ただし、他の言語に変換された後のレイアウト作業等を含まない。以下本契約において同じ）およびその編集に関する役務

(2) その他前号に付随する役務、または甲および乙が別途合意した役務

②甲は、乙に対し、本役務の遂行上、乙が必要とする資料・機器等（以下、「資料」という）を提供する。

③乙は、甲と緊密に連絡をとり、本契約に定められた各条項を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本役務を遂行する。

第3条（適用範囲） 本契約に定める事項は、本役務に関する甲乙間の個々の取引契約（以下「個別契約」という）のすべてに適用されるものとする。

②前項にかかわらず、個別契約その他の甲乙間の合意により、本契約の一部の適用を排除しまたは本契約と異なる事項を定めたときは、当該個別契約の定めまたは当該合意が優先して適用されるものとする。

第4条（個別契約） 甲および乙は、本役務の遂行にあたり、翻訳料等の本役務の具体的内容等、翻訳役務の履行に必要な条件に関し、別途に個別契約を締結するものとする。

②個別契約は、発注年月日、本役務の具体的内容、役務委託料、本役務の実施場所、本役務の報告形式、本役務遂行に要する費用、支払方法、納入すべき期日、納入場所その他の受渡条件等必要な事項を明記した発注書、またはこれに代わる書面（電磁的記録を含む）が乙に到達し、乙がこれに承諾する旨の通知をした時に成立する。

③甲および乙の双方が合意した場合に限り、本契約「別紙仕様書」に記された事項に基づき役務を行うことができるものとする。

第5条（資料・機器等の取扱い） 乙は、甲から貸与された資料がある場合、本件役務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。

②貸与された資料が不要となった場合、本契約が解除された場合、または甲からの要請があった場合は、乙は貸与された資料をすみやかに甲に返却するものとする。

第6条（役務委託料および支払方法） 甲は乙に対し、個別契約に定める役務委託料および費用を、第7条第1項に定める本役務の終了または成果物の納入後に乙が発行する請求書受領後、成果物納入完了日（次条に定める検収完了の日をいう。以下同じ）から30日以内に、乙が指定する銀行口座に振込送金（振込手数料は、甲の負担とする）して支払うものとする。なお、支払期限日が銀行休業日にあたる場合における支払日は前営業日とする。

②甲の責に帰すべき理由により、第7条の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日とする）3%の割合を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請

求することができる。

第7条（成果物の納入） 乙は、別に定める期日までに、本役務を終了するか成果物を納入するものとし、甲は、個別契約において定める期日までに検査を完了させ、その結果を乙に対して通知し、以後合格するまで乙による成果物の補修と甲による合理的な検査を行い、成果物の合格をもって検収完了とする。

②乙は、本役務が期間内に終了できず、または甲乙合意した期日に成果物を納入できない合理的なおそれがある場合、遅滞なくその理由および遅延日数を明示して甲に通知し、対応を協議するものとする。

③前項にかかわらず、前項の遅延理由が甲の責に帰すべき事由による場合、前項に従い通知された遅延日数の期間につき個別契約に定める期間および納期は延長されるものとし、当該期間および納期の延長に伴う役務委託料の増額その他の個別契約に定める条件の変更について、甲乙別途協議の上合意する。

④本条第2項の定めにかかわらず、天災地変、戦争、暴動、内乱、疫病その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関または通信回線の事故等の不可抗力によって成果物を期日までに納入することが困難な場合、乙は、甲に対して納入遅延の責を負わない。

第8条（契約不適合責任） 甲は、前条に基づき納入された成果物について、納入完了日後21日以内に、当該成果物はその種類または品質に関して本契約および個別契約で合意した内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という）を発見し乙に通知した場合に限り、当該成果物を返品することができる。

②前項の場合において、乙は、乙の責任および費用負担においてその契約不適合を修正し、修正した成果物を速やかに甲に提供する義務を負うものとする。

③前項の定めにかかわらず、当該契約不適合が、甲が乙に提供した翻訳原文または資料等に起因するなど、乙の責めに帰すべき事由によらない場合、乙は本条に基づく責任を負わない。

④本条第1項前項の契約不適合により甲が損害を被った場合において、乙の故意または重大な過失が認められるとき、乙は、甲が直接かつ現実に被った通常の損害を賠償するものとする。

⑤賠償額は、当該契約不適合が発見された成果物について個別契約に定める役務委託料の額を上限とし、その具体的な賠償金額は甲乙協議の上定める。

第9条（再委託） 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合、本契約および個別契約で定める本役務の全部または一部を、外部の翻訳者または校正者等の第三者に再委託することができる。

第10条（通知義務） 甲または乙は、次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、速やかに相手方に通知しなければならない。

- (1) 第16条第①項～第④項の各号のいずれかに反するとき
- (2) 合併、会社分割、または本契約に関連する事業を譲渡したとき
- (3) 住所、代表者、商号その他本取引上の重要な変更が生じたとき

第11条（秘密保持義務） 機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して当事者から他方当事者へ提供された技術上、営業上、人事上その他業務上の一切の知識および情報を意味する。

②当事者は、機密情報の取扱いに関する契約（以下、「秘密保持契約」という）を本契約とは別に締結することとする。機密情報の具体的範囲は、秘密保持契約で定めるところによる。

③本契約の締結以前に別に秘密保持契約が締結されている場合、当事者の合意により有効な秘密保持契約とみなすことができる。

第12条（個人情報） 「個人情報」とは、乙が本役務を遂行するために、甲が乙に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報、または個

人識別符号が含まれる情報、並びにこれに付随して取り扱われるその他の情報をいい、前条に定める機密情報であるものに限らない。

②甲および乙は、本役務の遂行に際して、個人情報を取り扱う場合には、それぞれ、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）および本契約の各条項を遵守して、本役務の目的の範囲内で個人情報を取り扱うものとし、本役務の目的以外にこれを取り扱ってはならない。

第13条（知的財産権・著作権） 本役務遂行の過程で生じた成果物に関する知的財産権および著作権（著作権法第27条および第28条の権利含む）は、契約に定める役務委託料の完済時に乙から甲へ移転する。

②乙は、甲および甲が指定する者に対し、成果物の著作者人格権を行使しない。

③乙は、甲の書面による承諾を得るかもしくは別途、合意をしなければ、成果物の全部あるいは一部およびその複製物を保有し、利用することはできないものとする。

第14条（契約内容の変更） 甲および乙は、本役務量の増減、経済情勢の変動等の諸事情により、本契約または個別契約の内容の変更の必要性が生じた場合には、相手方に対し、本契約または個別契約の内容の変更を求めることができ、この場合、甲および乙は、誠実に協議を行う。

第15条（不可抗力） 天災地変、戦争、暴動、内乱、疫病その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関または通信回線の事故、その他甲または乙の責めに帰することのできない事由による本契約または個別契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、各当事者は責任を負わない。この場合、甲および乙は、甲乙協議の上、本契約または個別契約の全部または一部を解除または変更できる。ただし、金銭の支払債務は、不可抗力によっても免責されない。

②当事者は、不可抗力発生後に遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、甲および乙は、通知後速やかに不可抗力発生の実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

③不可抗力が発生した場合でも、乙は合理的に実行可能なかぎり、本契約に定める義務の履行を続ける努力をするものとする。

④不可抗力により乙が履行期間に役務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲および乙協議して書面により定める。

⑤不可抗力に起因して、乙に追加的経費が発生した場合、乙の請求を甲が調査のうえ、甲が負担すべき額に対しては甲および乙が協議して書面により定める。

⑥第1項により、乙が不可抗力が発生したと確認した日を起点として、不可抗力により本役務が実施できない日が60日以上継続した場合、甲は、少なくとも30日前に書面により乙に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

⑦前項により解除がなされた場合には、第17条の規定を準用する。

第16条（反社会的勢力の排除） 当事者は、相手方当事者に対し、次の各項の事項を確約する。

①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、「反社会的勢力」という）ではないこと。

②自らの役員（取締役、業務執行社員、またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

③反社会的勢力に自らの名義を利用して、この契約を締結するものではないこと。

④本契約期間が終了するまでに、自らまたは第三者を利用して、本契約に関する次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害するか、あるいは信用を毀損する行為

- ⑤当事者の一方が次のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告なしに本契約を解除できる。
- ア 本条①項または②項の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 本条③項の確約に反して本契約を締結したことが判明した場合
 - ウ 本条④項の確約に反した行為をした場合
- ⑥前項の規定により本契約が解除された場合、解除された当事者が解除に伴い発生した損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないこととする。

第17条（解除） 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当したときには、何らの催告なしに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 当事者が振り出した手形または小切手が不渡事故を起こしたとき。
 - (2) 当事者に差押え、仮差押えまたは競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 当事者が破産、会社整理開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
 - (4) 当事者の解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (5) 当事者が本契約に基づく事項を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。
 - (6) 相手方に対して背信行為があったとき。
 - (7) 相手方に公序良俗に反する行為があり、他方当事者において取引の継続を不相当と認めたとき。
- ②甲または乙は、前項各号のいずれかに該当した場合には、期限の利益を喪失し、相手方に対して負担する一切の残債務を直ちに弁済しなければならない。
- ③甲または乙は、第1項の定めにより本契約または個別契約を解除したときは、これによって直接かつ現実に生じた通常の損害の賠償を相手方に請求することができる。
- ④第1項により本契約または個別契約が解除された場合、甲は、納入前の成果物（作成途中のものを含む。以下本項において同じ。）について、その完成度合に応じて、甲乙協議して算定した金額を乙に支払うものとし、乙は、当該金額の支払と同時に、当該成果物を甲に引き渡すものとする。

第18条（損害賠償） 各当事者は、本契約または個別契約に違反して相手方に損害を与えた場合において、自らの故意または重過失が認められるときは、直接かつ現実に生じた通常の損害を賠償する責を負う。

②本契約および個別契約に関して各当事者が相手方に対して負う損害賠償の額は、個別契約に基づき甲が支払い乙が受領した役務委託料の額を上限とする。

第19条（法令の遵守） 甲および乙は、本契約および個別契約の履行に際し、本役務に適用される一切の諸法令を遵守する。また、本契約は、日本法を唯一の準拠法として解釈される。

第20条（有効期間） 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれかの書面による解除の申出がない限り、本契約は、有効期間満了日の翌日からさらに1年間は同一の条件での効力を有するものとし、以後の更新も同様とする。

第21条（権利義務の譲渡等の禁止） 乙は甲の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しもしくは引受けさせまたは担保に供してはならない。

第22条（協議事項） 本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、当事者が誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

(玄海農財通商様式3号)

第23条 (訴訟管轄) 本契約または個別契約に関する一切の紛争に関し、協議により紛争が解決されない場合、本契約に関連する一切の訴訟管轄は、当事者中訴訟を提起した側の住所を管轄する裁判所とする。

第24条 (存続) 本契約の期間満了、解除その他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合においても、第8条 (契約不適合責任)、第12条 (個人情報)、第13条 (知的財産権・著作権)、第15条 (不可抗力)、第16条 (反社会的勢力の排除)、第17条 (解除) 第②項および第④項、第18条 (損害賠償)、第21条 (権利義務の譲渡等の禁止)、第22条 (準拠法)、第23条 (訴訟管轄) および本条の各規定は、なお有効に存続するものとする。

以上、本役務委託契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

契約締結日 20XX年XX月XX日

甲：〇〇会社〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
代表〇〇 〇〇〇〇 (印または署名)

乙：玄海農財通商合同会社
福岡県福津市中央5丁目6-30
代表 石坂 晃 (印または署名)

別紙仕様書（翻訳役務の委託に関する基本契約書 第4条関連）

1 発注日：①本契約締結日、②原文(&資料)受領日中遅い方を発注日（20XX年XX月XX日）とします

2 原文の受領に関して（以下、チェック☑を付けた事項と記入事項_____が具体的内容に該当します）

(1) 原文受領の有無：受領済（20XX年XX月XX日）、未受領（20XX年XX月XX日受領予定）

(2) 原文を受領した媒体

紙文書、電子文書（DOCX、TXT、XLSX、PDF、PPTX、その他_____）

3 本役務の具体的内容

(1) 言語：韓国語→日本語 日本語→韓国語

(2) 原文の種類

一般翻訳：マニュアル・取扱説明書、仕様書、各種業務文書（報告書、プレゼン等）、新聞記事など

特殊翻訳：各種法規、契約書、各種論文、特許・知的財産など、翻訳難易度が高いもの

(3) 原文字数（原文を、コンピュータ上で計測、紙文書における推定）：X,XXX字

(4) その他付加サービス

なし、あり（レイアウト編集、朝鮮語→日本語翻訳、手書き等判読が困難な場合）

4 役務委託料

ア 基本字数（1000字以内）：(1) × (2) × (3) × (4) = X,XXX円

イ 基本字数超過文字数分：(1) × (2) × (3) × (4) = XX,XXX円

ウ アおよびイの合計金額：XX,XXX円（消費税10%含）

5 本役務の実施場所

弊社住所、その他の場所（お客様のご住所、お客様ご指定の場所_____）

6 本役務の中間報告 不要、必要

必要な場合の頻度____日ごと、報告方法（メール、電話、その他_____）

7 本役務の遂行に要する実費（翻訳委託費とは別にご請求させていただきます）

なし、あり（原文受領実費、資料代、交通費、宿泊料、納品関係実費）：計XX,XXX円

8 その他ご要望事項

(1) 用語集・固有名詞リスト・参考資料について：なし、あり（お客様準備、弊社準備）

(2) 文字数制限：なし、あり（翻訳文ベースで_____字以内）

(3) 表現のご要望：なし、あり（_____）

(4) 特急作業の必要性：なし、あり ※案件にもよりますが平常料金の30~50%割増になります

9 支払方法

弊社指定口座振込（振込手数料お客様負担）、現金手渡、その他（_____）

10 納入すべき期日

発注年月日を起点として、そのXX日後（20XX年XX月XX日）を納入すべき期日とします。

（納入すべき期日とは甲の検査および乙の修正が完了した状態であることを示します）

11 納入方式その他の受渡条件

(1) 納入方法：メール添付（パスワード付）、CD-Rを郵送、その他（_____）

(2) 納入形式：（Word、text、Excel、PDF、PowerPoint、その他_____）

(3) 納品形態

ア 基本料金での納品（テキストベタ打ち、上書き翻訳、ナンバリング、対訳表）

イ レイアウト編集料金での納品（Word編集、Excel編集、PowerPoint編集、その他_____）